

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成13年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資源物）

第2条 条例第11条の規則で定める資源物は、次のとおりとする。

- (1) びん、缶類
- (2) 紙、布類
- (3) ペットボトル
- (4) プラスチック製容器包装類（ペットボトルを除く。）

（事業系廃棄物搬入の許可等）

第3条 条例第12条第4項の搬入の許可を受けようとする者は、様式第1号の組合施設搬入申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に基づいて搬入の許可をしたときは、様式第2号の組合施設搬入許可証を交付するものとする。

3 前2項の規定は、条例第13条の一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物について準用する。

（一般廃棄物の搬入基準）

第4条 条例第16条第1項の搬入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組合の管内で発生したもの
- (2) 再生利用することが適当でないと認められるもの
- (3) 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断、梱包等必要な措置を講じたもの
- (4) 焼却若しくは資源化処理をすることが困難な形状又は寸法の物でないもの
- (5) 管理者が処理できない物として指定した物でないもの
- (6) その他管理者が特に必要と認めたもの

(粗大ごみの戸別収集)

第5条 条例第10条第2項の粗大ごみの戸別収集は、住民が、当該粗大ごみを自宅外に排出し、組合が、当該粗大ごみを収集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、住民が、高齢その他の事由により当該粗大ごみを宅外へ自ら排出することが困難であると管理者が認めるときは、組合は、当該粗大ごみを宅外に搬出し、収集すること（以下「宅外持出サービス」という。）ができる。

(手数料の徴収等)

第6条 条例第19条の手数料及び費用の徴収に必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第17条第1項の手数料又は第18条の費用を徴収しようとするときは、埼玉西部クリーンセンターにおいては様式第3号の、川角リサイクルプラザにおいては様式第3号の2のごみ処理手数料納入通知書により手数料を請求し、これを収納したときは、領収書を納入者に交付しなければならない。

(2) 条例第17条第2項の粗大ごみの戸別収集に要する手数料（以下「粗大ごみ引取手数料」という。）は、別表のとおりとする。

(3) 前号の粗大ごみ引取手数料を徴収しようとするときは、様式第4号の粗大ごみ引取手数料納入通知書により手数料を請求し、これを収納したときは、領収書を納入者に交付しなければならない。

(手数料等の減免)

第7条 条例第17条第3項又は第18条の規定による手数料若しくは費用（以下「手数料等」という。）の減免は、次の各号に掲げる事由に該当する場合に、それぞれ当該各号に定める減額又は免除を行うものとする。この場合において減額の額は、条例又はこの規則に定める手数料の額の2分の1に相当する額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき 免除

(2) 火災、台風、その他災害により被害を受けたとき 免除

(3) 構成市町の事務の委託を受けて不法投棄物を搬入するとき 免除

(4) 構成市町の区又は自治会の活動に伴い発生した廃棄物を搬入するとき 免除

(5) 次に掲げる者のみで構成されている世帯が、第5条第2項の宅外持出サービス

を利用するとき 別表の宅外持出料金に限り免除

ア 年齢が65歳以上の者

イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) その他管理者が特別の事情があると認めるとき 減額又は免除

2 前項第1号、第2号又は第6号の規定による手数料等の減免を受けようとする者は、様式第5号のごみ（処理・引取り）手数料減免申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、様式第5号の2のごみ（処理・引取り）手数料減免（決定・棄却）通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 第1項第3号又は第4号の規定により手数料の免除を受けようとする者は、それぞれ様式第6号の不法投棄物搬入依頼書又は様式第6号の2の地域活動に伴うごみ搬入依頼書を予め提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第8条 条例第20条の許可を受けようとする者又は許可の更新を受けようとする者は、様式第7号の一般廃棄物処理業許可（更新）申請書に同様式に定める書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による更新の手續にあつて、申請の内容に変更がない場合は、管理者が認めるところにより、添付する書類等の一部を省略することができる。

（許可証）

第9条 条例第21条第1項の一般廃棄物処理業の許可証は、様式第8号のとおりとする。

（許可証の再交付）

第10条 条例第21条第2項の許可証の再交付を受けようとする者は、様式第9号の許可証再交付申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、再交付申請の理由が許可証の毀損であるときは、当該許可証を添付しなければならない。

（一般廃棄物処理業の変更許可申請）

第11条 条例第22条第1項の変更許可を受けようとする者は、様式第10号の一

般廃棄物処理業変更許可申請書を管理者に提出しなければならない。

(変更許可証)

第 1 2 条 条例第 2 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物処理業の変更許可証は、様式第 1 1 号のとおりとする。

2 前項の変更許可証の再交付申請については、第 1 0 条第 2 項の規定を準用する。

(許可取消書等)

第 1 3 条 条例第 2 3 条第 2 項の許可取消書は、様式第 1 2 号、業務停止命令書は、様式第 1 3 号のとおりとする。

(業務の休止又は廃止届)

第 1 4 条 条例第 2 4 条の届出は、様式第 1 4 号の営業休止（廃止）届によるものとする。

(報告)

第 1 5 条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集に関し、様式第 1 5 号の一般廃棄物収集状況報告書により、当該月の収集状況を、翌月の 1 0 日までに管理者に報告しなければならない。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日規則第 1 1 号）

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則附則第 2 項の規定による粗大ごみ引取券は、改正後の埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 5 条第 2 号の規定による粗大ごみの引取手数料の一部として使用できる。

附 則（平成 2 3 年 3 月 3 1 日規則第 8 号）

1 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 2 3 年 6 月 2 2 日規則第 1 0 号）

この規則は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 8 月 9 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 9 月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際限にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際限にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 4 年 1 2 月 1 日規則第 1 1 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

別表（第 6 条第 2 号関係）

処理手数料等 料金区分	規格等		手数料
基本料金	粗大ごみ収集のための訪問 1 件につき		5 0 0 円
粗大ごみ 1 点 当たり	小	粗大ごみの幅、奥行及び高さの辺の和が 2 メートル 5 0 センチメートル以内	3 0 0 円
	中	粗大ごみの幅、奥行及び高さの辺の和が 2 メートル 5 0 センチメートルを超え 3 メートル以内のもの	6 0 0 円
	大	粗大ごみの幅、奥行及び高さの辺の和が 3 メートル を超えるもの	1, 3 0 0 円
宅外持出料金	粗大ごみ 1 点当たり		2 0 0 円

備考 粗大ごみ 1 点当たりの欄中、小、中又は大の欄の適用に当たっては、1 人で運べる程度の重さ（概ね 3 0 キログラム程度）以内のときは、中は小、大は中の欄を、1 人で運べない程度の重さのときは、小は中、中は大の欄を適用する。